

高嶋教科書訴訟・最高裁判決に対する

地理教育研究会常任委員会の声明

2005年12月1日、最高裁第1小法廷(横尾和子裁判長)は、5人の裁判官全員一致で、高嶋教科書訴訟の原告・高嶋伸欣さんの上告を棄却し、高嶋さんを全面敗訴とした東京高裁の判決をそのまま追認する不当な判決を言い渡した。この判決はとうてい承服できないものであり、反社会的なものとして、地理教育研究会常任委員会は強く抗議する。

地理教育研究会の綱領には、「第二次世界大戦までのわが国の地理教育は科学性に乏しく、国家主義、軍国主義の政策に奉仕する場合もあった。」とある。これは戦前の軍国主義教育の反省の上に立っているものである。地理教育研究会は、これまで高嶋さんとともに、日本が行った侵略行為に対して東南アジアで聞き取り調査を行ってきた。高嶋さんが教科書で執筆した「アジアの中の日本」は、戦前の軍国主義教育の反省と、これまで積み重ねられてきた取り組みを反映して書かれたものである。高嶋さんがマレー半島に何度も足を運ぶにつれて、「これだけ熱心に取り組む日本人がいるのだから」と、長い間の沈黙を破り、何人ものお年寄りが戦争体験を証言してくれた。「大事なことから日本人の人に話しましょう。この事実を伝えて下さい」と語ってくれた。しかしこの最高裁判決は、これまで証言してくれた人々に背くことになるだろう。

私たちは、現在ほどアジアを教えることが必要で、とりわけ日本を含めたアジアの地域としての正しい認識を持つことが重要な時はない。それゆえ地理教育に責任を持つものとして、この判決は不当に政治的であり、許し難いものである。地理教育研究会は、活動方針として高嶋教科書訴訟を支持してきたが、今後とも高嶋さんとともに教育・教科書に関わる問題点改善をめざして活動していくことを表明する。

2005年12月22日

地理教育研究会常任委員会